

Ⅲ. 県営土地改良事業（三ツ川池地区）における事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

費用	202,700 千円
事業費	191,000 千円
事務的経費	11,700 千円

（令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※1) 事業費とは事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改革局長通知により定められた事務費、工事雑費

2. 負担区分の割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
事業費	55	29	16	—	—
事務的経費	—	100	—	—	—

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の新城市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。